

住 所

\_\_\_\_\_年\_\_月\_\_日

氏 名

殿

\_\_\_\_\_ 税務署長

猶予期限が確定した所得税額及び復興特別所得税額の通知書（通知用）

あなたが所得税法 第60条の2 第60条の3 の規定により課税された \_\_\_\_\_年分の所得税及び復興特

別所得税について、同法 第137条の2 第1項 第137条の3 第1項 の規定により、納税の猶予がなされていましたが、第137条の3 第2項

が、次のとおりその猶予期限が確定しましたので通知します。

- 1 納税の猶予がなされていた所得税及び復興特別所得税の額 . . . . . \_\_\_\_\_円
- 2 猶予期限が確定した所得税及び復興特別所得税の額（猶予確定税額） . . . . . \_\_\_\_\_円
- 3 利子税の額 . . . . . \_\_\_\_\_円
- 4 引き続き納税の猶予がされる所得税及び復興特別所得税の額 . . . . . \_\_\_\_\_円
- 5 確定した所得税及び復興特別所得税の猶予期限 . . . . . \_\_\_\_\_年\_\_月\_\_日
- 6 猶予期限が確定した理由


猶予期限が確定した所得税及び復興特別所得税の額及び利子税の額は、上記5の猶予期限までに同封の納付書により日本銀行（本店、支店、代理店及び歳入代理店（郵便局を含む。））又は当税務署へ納付してください。

なお、上記5の猶予期限までに納付しなかった場合には、上記2の猶予確定税額に、上記5の猶予期限の翌日から完納の日まで延滞税が加算されますので、猶予確定税額、利子税の額と併せて納付してください。

## 猶予期限が確定した所得税額及び復興特別所得税額の通知書

### 使用目的

この通知書は、納税猶予適用事案について、納税猶予の期限が確定した場合に、納税管理人等に対し、その旨を通知するために使用するものである。